

閱覽用

平成 31 年 第 1 回  
神崎市農業委員会総会 議事録

平成 31 年 1 月 8 日  
神崎市農業委員会

## 平成31年 第1回 神崎市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成31年1月8日(火) 午前9時30分開会
2. 開催場所 神崎市役所3-3会議室
3. 出欠者の状況

出席委員 13名

欠席委員 0名

傍聴者 なし

番号	役職	氏名	出欠
1	会長	森 義博	出
2	副会長	筒井 信秀	出
3	副会長	服巻 玉美	出
4	委員	香月 涼子	出
5	委員	馬渡 次秋	出
6	委員	原 隆行	出
7	委員	大田 一秀	出
8	委員	福田 省二	出
9	委員	角田 良正	出
10	委員	鶴 博行	出
11	委員	福田 肇	出
12	委員	黒田 和吉	出
13	委員	本間 昭久	出

### 4. 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

7番 大田一秀委員                      8番 福田省二委員

日程第2 会議書記の指名

事務局長 鶴智広      副課長 山口秀利

日程第3 付議事件

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について	3件
議案第2号 あっせん委員の指名について	1件
議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による 農用地利用集積計画(所有権移転関係)について	1件
議案第4号 非農地証明について	1件

議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による 農用地利用集積計画(利用権設定関係)について	16件
報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の確認について	2件
報告第2号 農用地利用配分計画の認可(農用地利用配分計画関係) について	1件

## 5. 説明のため出席した職員

### 【農業委員会事務局職員】

事務局長 鶴智広  
農政農地係副課長 山口秀利  
農政農地係主事 糸山碧

### 【農政水産課職員】

農政企画係主事 川端晃博

## 6. 会議の概要

### 事務局長

皆さんおはようございます。そして、新年明けましておめでとうございます。本年もよろしくお願いいいたします。また、本日は大変お忙しい中、総会に出席していただき誠にありがとうございます。着席して議事を進めさせていただきます。

平成31年第1回神崎市農業委員会総会の開催にあたりまして、会長のあいさつをお願いいたします。

### 会 長(会長あいさつ)

あらためまして、明けましておめでとうございます。今年もよろしくお願いいいたします。

今年の干支が猪で、猪突猛進と言いますけれども、実際は神経が細かくて、用心深い、そして、嗅覚が非常に鋭いということで、人の800倍ともいわれております。5km先から臭いをかぎわけるといったことから、農家にとっては厄介な動物であります。そして、今年が平成が終わります。私もこの30年間色々いいこと悪いことありました。今思うのは、良い事は残して、悪いことは全部平成と共にさよならをしたいというふうに思っております。そして、新しい気持ちで新しい元号を迎えたいというふうに思っているところでございます。

それでは、只今から、平成31年第1回神崎市農業委員会総会を開会いたします。

### 事務局長

本日の出席委員は13名です。

定足数に達しておりますので、本日の総会は成立いたします。

これより議事に入りますが、神崎市農業委員会会議規則第6条の規定によりまして、会長に議長をお願いいたします。森会長、よろしくお願いいいたします。

(議長登壇)

## 議 長

それでは、お手元の総会次第に沿って議事を進めさせていただきます。

### 日程第1 議事録署名委員の指名

神崎市農業委員会会議規則第21条第3項の規定に基づき、本総会の議事録署名委員は、7番 大田委員と8番 福田省二委員の2名を指名いたします。

よろしくお願いいたします。

## 議 長

### 日程第2 会議書記の指名

本日の会議の書記を事務局の鶴局長、山口副課長を指名します。

## 議 長

### 日程第3 付議事件

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について	3件
議案第2号 あっせん委員の指名について	1件
議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による 農用地利用集積計画(所有権移転関係)について	1件
議案第4号 非農地証明について	1件
議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による 農用地利用集積計画(利用権設定関係)について	16件
報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の確認について	2件
報告第2号 農用地利用配分計画の認可(農用地利用配分計画関係) について	1件

以上、5議案の22件と報告第1号から第2号の3件でございます。

ご審議、ご決定賜りますようお願いいたします。

## 議 長

只今から議事に入りますが、質問のある方は挙手をして指名を受けてから、必ずマイクを通して、議席番号と氏名を言ってから発言されるようお願いいたします。

(農地法第5条関係)

(受付番号1番 申請者入室)

## 議 長

議案第1号、農地法第5条の規定による許可申請について議題といたします。

1ページの受付番号1番について審議をいたします。

事務局より説明をいたします。

## 事務局

【議案第1号、受付番号1番を議案書を基に朗読後、説明】

議案書の1ページをお願いいたします。

議案第1号受付番号1番の農地法第5条の許可申請について説明いたします。

申請地の所在は、神埼町〇〇字〇〇〇〇番〇の他田5筆の4,077㎡で、事業面積はこれに払い下げの里道、水路を合計しました4,204.51㎡となります。

転用の目的や理由、譲り渡し人、譲り受け人、施設の用途や資金などは記載のとおりで、完了は2020年3月31日の予定です。

権利の内容は所有権の移転で、農振除外は決定済み。農地区分は、「宅地化の状況が住宅等が連たんしている区域に近接する区域内にある農地で、その規模が概ね10ha未満であること」から第2種農地に該当し、許可基準は用地選定を行った上で「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」となります。

位置図などを3ページ、4ページに添付しています。

申請に必要な書類として、用地選定理由や土地利用計画図や事業費見積書、資金の残高証明などがあり、行政庁などとの必要な事前協議は済んでおり、排水処理や被害防止については周辺の土地などに支障が無いよう計画されていて地区の同意もあり、問題ないと思われます。説明は以上です。

## 議 長

只今、事務局の説明が終わりました。

議案第1号受付番号1番について、地区担当委員の10番鶴博行委員のご意見をお伺いいたします。

## 10番 鶴委員

### 【地区担当委員から意見並びに現地確認の結果報告】

10番の鶴です。第1号議案の受付番号1番の申請は私の担当地区です。

申請内容については、事務局の説明のとおりです。私も、地区担当の推進委員と共に現地の状況や転用の内容を確認しましたが、申請地は、〇〇地区に隣接し、県道と川に挟まれた農地で、現在、遊休農地化しているところであります。周囲には農地の広がり無く、〇〇の事業目的に適していると思われる土地で、適切に計画されていると思われ、地区の同意もありますので問題は無いかと考えています。

皆様のご審議をよろしく申し上げます。

## 議 長

地区担当委員の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。受付番号1番について、何かご質疑ございませんでしょうか。

(質疑・応答)

## 議 長

3番服巻副会長どうぞ。

### 3番 服巻副会長

3番の服巻です。3ページの地図で見ると、ここに小さな三角形が残ってるのは取得が出来なかったということなんですか。

#### 申請者

はい。

### 3番 服巻副会長

はい分かりました。ありがとうございました。

#### 議長

他にございませんか。

#### 議長

無いようですので、質疑を終了いたします。

申請者の方は退室をお願いいたします。

(受付番号1番 申請者退室)

#### 議長

これより採決に入ります。

議案第1号、農地法第5条の規定による許可申請、受付番号1番について許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

#### 議長

全員賛成であります。本案は許可相当とし、県へ進達することに決定いたします。

(受付番号2番 申請者入室)

#### 議長

次に、受付番号2番について審議いたします。

事務局より説明をいたします。

#### 事務局

##### 【議案第1号、受付番号2番を議案書を基に朗読後、説明】

受付番号2番、申請地の所在は千代田町〇〇字〇〇〇〇番〇の他、田2筆の1, 996㎡で、事業面積は実測で1, 996.06㎡です。

転用の目的や理由、譲り渡し人、譲り受け人、施設の用途や資金などは記載のとおりで、建築完了は2019年10月25日の予定です。

権利の内容は所有権の移転で、農振除外は決定済み。農地区分は「特定土地改良事業等の区域内にある農地」で第1種農地に該当しますが、許可基準は、用地選定を行った上で「住宅で集落に接続して設置されるもの」となり許可相当となります。

位置図などを5ページ、6ページに添付しています。

申請に必要な書類として、用地選定理由や土地利用計画図、事業費見積書、資金

の残高証明書などがあり、行政庁などとの必要な事前協議は行われており、排水処理や被害防止については周辺の土地などに支障が無いよう計画されていて地区の同意もあり、問題ないと思われます。説明は以上です。

**議 長**

只今、事務局の説明が終わりました。

議案第1号、受付番号2番について、地区担当委員の2番筒井副会長よりご意見をお伺いいたします。

**2番 筒井副会長**

【地区担当委員から意見並びに現地確認の結果報告】

2番の筒井です。第1号議案の受付番号2番の申請は私の担当地区です。

申請内容につきましては、事務局の説明のとおりです。私も、地区担当の西岡推進委員と共に現地の状況や転用の内容を確認しましたが、申請地は住宅地に隣接し、学校もあり〇〇の事業目的に適していると思ひます。申請地の西側には農地も広がっておりますが、営農に支障は無いように計画されていると思ひます。

地区の同意もありますので問題は無いと思ひます。

皆様のご審議をよろしくお願ひします。

**議 長**

ありがとうございました。地区担当委員の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。受付番号2番について、何かご質疑ございませんでしょうか。

(質疑・応答)

**議 長**

質疑ありませんか。

**議 長**

無いようですので、質疑を終了いたします。

申請者の方は退室をお願いいたします。

(受付番号2番 申請者退室)

**議 長**

これより採決に入ります。

議案第1号、農地法第5条の規定による許可申請、受付番号2番について許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

**議 長**

全員賛成であります。本案は許可相当とし、県へ進達することに決定いたします。

(受付番号3番 申請者入室)

## 議 長

次に、議案書の2ページをお開きいただきたいと思います。

受付番号3番について審議いたします。

事務局より説明をいたします。

## 事務局

### 【議案第1号、受付番号3番を議案書を基に朗読後、説明】

受付番号3番、申請地の所在は神埼町〇〇 字〇〇 〇〇番〇の他、畑2筆の269㎡で、事業面積は、実家の宅地敷地を合計しました867.25㎡です。

転用の目的や理由、貸し付け人、借り受け人、施設の用途や資金などは記載のとおりで、建築完了は2019年5月31日の予定です。

権利の内容は使用貸借による権利の設定で、農振除外は決定済み。農地区分は「特定土地改良事業等の区域内にある農地」で第1種農地に該当しますが、許可基準は、用地選定を行った上で「既存の敷地の拡張（拡張に係る部分の面積が既存の施設の面積の2分の1を越えないもの）となり許可相当となります。

位置図などを7ページ、8ページに添付しています。

申請に必要な書類として、用地選定理由や土地利用計画図、事業費見積書、資金の融資証明書などがあり、行政庁などとの必要な事前協議は済んでおり、排水処理や被害防止については周辺の農地などに支障が無いよう計画されていて地区の同意もあり、問題ないと思われます。説明は以上です。

## 議 長

只今、事務局の説明が終わりました。

議案第1号、受付番号3番については、私、「森」の担当地域でございます。

私より、意見を申し上げます。

## 議 長

### 【地区担当委員から意見並びに現地確認の結果報告】

申請内容につきましては、事務局の説明のとおりです。地区担当の増田推進委員と共に現地の状況や転用の内容、申請者などに確認しましたが、申請地は申請者の実家に隣接する農地で、実家の敷地と一体利用とした〇〇でございます。事業目的に適しているし、周囲の営農に支障は無いように適切に計画されていると思います。

地区の同意もありますので問題は無いと思います。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

## 議 長

これより質疑に入ります。受付番号3番について、何かご質疑ございませんでしょうか。

(質疑・応答)

## 議 長



質疑ありませんか。

**議長**

無いようですので、質疑を終了いたします。

申請者の方は退室をお願いいたします。

(受付番号3番 申請者退室)

**議長**

これより採決に入ります。

議案第1号、農地法第5条の規定による許可申請、受付番号3番について許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

**議長**

全員賛成であります。本案は許可相当とし、県へ進達することに決定いたします。

(議案第2号 あっせん委員の指名)

**議長**

次に、議案書の9ページをお開きください。

議案第2号 あっせん委員の指名について議題といたします。

受付番号1番について、事務局より説明をいたします。

**事務局**

【議案第2号、受付番号1番を議案書を基に朗読後、説明】

議案第2号 あっせん委員の指名について説明します。

議案書の9ページをご覧ください。

土地所有者より佐賀県農業公社が行う農地売買等特例事業による売り渡し希望の申し出があり、事業要件に適合した農地でしたので申し出を受理し、農地の存在する地域を考慮してあっせん委員の指名を行います。

受付番号1番は千代田町〇〇 田8, 295㎡で、申し出理由は「高齢のため農業が出来ないため」ということです。

申し出者、売り渡し希望価格などは記載のとおりで、位置図を10ページに添付しています。説明は以上です。

**議長**

只今、事務局の説明が終わりました。あっせん売り渡しの申し出に係る あっせん委員を指名したいと思います。

受付番号1番の土地の所在は、千代田町〇〇でございますので、4番「香月」委員を指名したいと思います。

ご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

**議長**

異議なしということですので、4番「香月」委員を指名いたします。

なお、同地区の「古川」最適化推進委員にもあつせん委員の補助をお願いすることいたします。

(議案第3号 基盤法第18条第1項関係)

**議長**

次に、議案書の11ページをお開きください。

議案第3号 農業経営基盤強化促進法、第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(所有権移転関係)について議題といたします。受付番号1番を審議いたします。

事務局から説明させます。

**事務局**

議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(所有権移転)について説明します。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画の決定について意見を求めるものです。

議案書11ページの受付番号1番について、土地の所在、所有権の移転をする者の氏名、価額等は記載のとおりです。所有権移転の時期は平成31年1月を予定しており、対価の支払は所有者の指定口座への振込によります。以上です。

**議長**

只今、事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。何かご質疑ございませんでしょうか。

(質疑・応答)

**議長**

ご質疑ありませんか。

無いようですので質疑を終了いたします。

**議長**

これより採決に入ります。

議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(所有権移転関係) 受付番号1番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

**議長**

ありがとうございました。全員賛成であります。よって本案は、原案のとおり許可すること

に決定いたします。

(議案第4号 非農地証明関係)

## 議 長

次に議案書の12ページをお開きください。

議案第4号 非農地証明についてを議題といたします。

受付番号1番について審議いたします。

事務局から説明させます。

## 事務局

【議案第4号、受付番号1番を議案書を基に朗読後、説明】

議案第4号 非農地証明について説明します。

非農地証明は、「神崎市農業委員会非農地証明事務取扱基準」の規定に基づき、申請された事案の現地調査や事実確認などを行った上で総会にて審議します。

受付番号1番、申請地の所在は、神埼町〇〇字〇〇 〇〇番〇の田1, 858㎡で、非農地の内容や申請人は記載のとおりです。

位置図と現地状況を13ページ、14ページに添付しています。

摘要欄に記載しておりますが、申請地は、農振除外済みで、農地区分は「特定土地改良事業等の区域内にある農地」の第1種農地となりますが、「申請にかかる土地の周辺の地域において居住する者の業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」が該当し、地区及び土地改良区の同意も得られており、課税の状況も含めて、神崎市農業委員会非農地証明事務取扱基準に適合しております。

説明は以上です。

## 議 長

只今、事務局の説明が終わりました。

議案第4号受付番号1番について、地区担当委員の6番原委員のご意見をお伺いいたします。

## 6番 原委員

【地区担当委員から意見並びに現地確認の結果報告】

6番の原です。第4号議案の受付番号1番の申請は私の担当地区です。

申請内容については、事務局の説明のとおりです。私も、地区担当の推進委員や事務局と共に現地の状況などを確認したところ、申請地は、長年にわたり〇〇の〇〇として、活用されていて周囲の営農に支障が無いよう管理されており、地区の同意もありますので、非農地証明に該当するものと思います。

皆様のご審議をよろしく申し上げます。

議 長

地区担当委員の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。何かご質疑ございませんでしょうか。

(質疑・応答)

議 長

ご質疑ありませんか。

無いようですので質疑を終了いたします。

議 長

これより採決に入ります。

議案第4号 非農地証明受付番号1番について、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

ありがとうございました。全員賛成であります。よって本案は、原案のとおり承認することに決定いたします。

(議案第5号 農用地利用集積計画関係)

議 長

農政水産課の方の入室をお願いします。

(農政水産課 入室)

議 長

次に、別冊の議案第5号をご覧ください。

それでは、農業経営基盤強化促進法 第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(利用権設定関係)について議題といたします。提案者である農政水産課から1ページの総括表について説明を求めます。

農政水産課

【議案第5号、議案書の総括表を基に朗読後、説明】

農政水産課の川端と申します。よろしくお願ひいたします。

着席して説明させていただきます。

それでは、議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画 利用権設定関係について説明いたします。

この計画は、農業経営基盤強化促進法第17条に基づき、農業経営基盤強化促進事業を実施する場合、同法18条に、市町村は利用集積計画を作成し、農業委員会の決定を経て定めなければならない、とされておりますので、農業委員会の議決を求めるものであります。

まず、利用権設定関係総括表により説明しますので議案書の1ページ目をお開きください。

利用権設定関係総括表 利用権設定関係

神埼町新規4件、再設定4件、計8件

内訳は、田14筆17, 295㎡

千代田町新規3件、再設定1件、計4件

内訳は、田12筆23, 628㎡、

脊振町新規4件、再設定0件、計4件

内訳は、田9筆16, 395㎡、

神崎市合計16件

内訳は、田35筆57, 318㎡となっております。

なお、説明しましたすべての案件は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定された各要件を満たしていると考えます。総括表による説明は以上です。

**議 長**

只今、総括表の説明が終わりました。

次に、農用地利用集積計画について審議いたします。

それでは、2ページの農用地利用集積計画、神埼町新規分受付番号1番から4番について審議いたします。農政水産課より説明を求めます。

**農政水産課**

【議案第5号、議案書の集計表を基に朗読後、説明】

議案書の2ページの神埼町 新規1番から4番の申し出について説明します。

左から土地の所在、地目、筆数、設定面積、利用権設定を受ける者の住所・氏名・現在の経営面積、利用権設定をする者の住所・氏名、設定の利用目的、設定期間となっております。

設定する内容は、田8筆8, 903㎡となっております。

その他の内容につきましては、記載のとおりとなっておりますのでお目通しをお願いします。説明は以上です。

**議 長**

説明が終わりました。

これより質疑に入ります。何かご質疑はございませんでしょうか。

(質疑・応答)

**議 長**

無いようですので、質疑を終了します。

(採決)

**議 長**

これより採決に入ります。

議案第5号、農用地利用集積計画、新規1番から4番の申し出について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

**議 長**

ありがとうございました。全員賛成であります。

よって本案は、原案のとおり承認することに決定いたします。

**議 長**

次に、3ページの農用地利用集積計画、神埼町再設定の受付番号1番から4番について審議いたします。

農政水産課より説明を求めます。

**農政水産課**

【議案第5号、議案書の集計表を基に朗読後、説明】

議案書の3ページの神埼町 再設定1番から4番までの申し出について説明します。

設定する内容は、田6筆8, 392㎡となっております。

その他の内容につきましては、記載のとおりとなっておりますので、お目通しをお願いします。説明は以上です。

**議 長**

農政水産課の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。何かご質疑はございませんでしょうか。

(質疑・応答)

**議 長**

ございませんか。

無いようですので、質疑を終了します。

(採決)

**議 長**

これより採決に入ります。

議案第5号、農用地利用集積計画、神埼町再設定分の受付番号1番から4番について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

**議 長**

ありがとうございました。全員賛成であります。

よって本案は、原案のとおり承認することに決定いたします。

**議 長**

次に、4ページの農用地利用集積計画、千代田町新規の番号1番から3番について審

議いたします。

農政水産課より説明を求めます。

#### 農政水産課

##### 【議案第5号、議案書の集計表を基に朗読後、説明】

議案書の4ページの千代田町 新規1番から3番までの申し出について説明します。

設定する内容は、田11筆20, 300㎡となっております。

その他の内容につきましては記載のとおりとなっておりますので、お目通しをお願いいたします。説明は以上です。

#### 議 長

説明が終わりました。

これより質疑に入ります。何かご質疑はございませんでしょうか。

(質疑・応答)

#### 議 長

ございませんか。

無いようですので、質疑を終了します。

(採決)

#### 議 長

これより採決に入ります。

議案第5号、農用地利用集積計画、千代田町新規分の受付番号1番から3番について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

#### 議 長

ありがとうございました。全員賛成であります。

よって本案は、原案のとおり承認することに決定いたします。

#### 議 長

次に、5ページの千代田町 再設定分の番号1番について審議いたします。

農政水産課より説明を求めます。

#### 農政水産課

##### 【議案第5号、議案書の集計表を基に朗読後、説明】

議案書の5ページの千代田町 再設定1番の申し出について説明します。

設定する内容は、田1筆3, 328㎡となっております。

その他の内容につきましては記載のとおりとなっておりますので、お目通しをお願いいたします。説明は以上です。

#### 議 長

農政水産課の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。何かご質疑はございませんでしょうか。

(質疑・応答)

議 長

はい、本間委員。

13番 本間委員

13番の本間です。質問なんですけど、再設定を受ける時というのは、今まで借りていた土地というのは一度ゼロになってもう一度そこから借りるという形になるんですか。これは、受ける者の経営面積がゼロになっているんですけども。

議 長

はい、農政水産課よりどうぞ。

農政水産課

この方につきましては、今年から新規に就農をされるということで相談を受けておりまして、この利用権設定に関しましては、これまでは別の方がこの土地の利用権設定を結ばれておりました。今回、新規就農にあたりましてその土地の一部を権利設定したいということで、ご相談を受けておりまして、一部を解約ということで一年以内に解約のひとつとして、みなすことができるということで、再設定をあげさせていただいております。

議 長

よろしいですか。

13番 本間委員

はい。

議 長

ほかにございませんか。

無いようですので、質疑を終了します。

(採決)

議 長

これより採決に入ります。

議案第5号、農用地利用集積計画、千代田町 再設定分の番号1番について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

ありがとうございました。全員賛成であります。

よって本案は、原案のとおり承認することに決定いたします。

議 長

次に、6ページの農用地利用集積計画、脊振町新規の番号1番から4番について審議いたします。



農政水産課より説明を求めます。

## 農政水産課

### 【議案第5号、議案書の集計表を基に朗読後、説明】

議案書の6ページの脊振町 新規の番号1番から4番の申し出について説明します。

設定する内容は、田9筆16, 395㎡となっております。

その他の内容につきましては記載のとおりとなっておりますので、お目通しをお願いします。説明は以上です。

## 議 長

説明が終わりました。

これより質疑に入ります。何かご質疑はございませんでしょうか。

(質疑・応答)

## 議 長

ございませんか。

無いようですので、質疑を終了します。

(採決)

## 議 長

これより採決に入ります。

議案第5号、農用地利用集積計画、脊振町新規の番号1番から4番について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

## 議 長

ありがとうございました。全員賛成であります。

よって本案は、原案のとおり承認することに決定いたします。

## 議 長

以上で、議案第5号、農業経営基盤強化促進法 第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(利用権設定関係)についての審議を終わります。

農政水産課の皆さんお疲れ様でした。

(農政水産課 退室)

(報告第1号 農地法第18条第6項関係)

## 議 長

次に、別冊の報告1号をご覧ください。

報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知の確認についてを議題とします。

1ページの、受付番号1番から2番までについて、事務局より報告をいたします。

## 事務局

【報告第1号、受付番号1番から2番について報告書を基に朗読後、説明】

別冊の報告をご覧ください。

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の確認について説明します。農地法第18条第1項ただし書きの第1号に該当する場合は、農業委員会に通知しなければならないとなっていますので、受理したものを報告します。1ページに記載の受付番号1番から2番につきましては、農業経営基盤強化促進法による賃貸借契約の合意解約です。説明は以上です。

**議長**

只今、事務局より報告がありましたが、報告内容等についてのご質問はありませんでしょうか。

**議長**

無いようですので、報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知の確認については、只今、事務局からの報告のとおりです。

(報告第2号 農用地利用配分計画関係)

**議長**

次に、別冊の報告第2号をご覧ください。

報告第2号、農用地利用配分計画の認可（農用地利用配分計画関係）について報告いたします。

総括表及び集計表について、事務局より報告をいたします。

**事務局**

**【報告第2号、農用地利用配分計画関係について説明】**

報告第2号 農用地利用配分計画の認可（農用地利用配分計画関係）について説明いたします。

農用地利用集積計画により佐賀県農業公社が借り受けた農地について、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定に基づく農用地利用配分計画の認可の通知があったものについて報告します。

1ページの農用地利用配分計画関係総括表を説明します。

内容は賃借権による利用権の移転が、千代田町1件 田2筆の10,613㎡となっております。

農地の出し手から県農業公社へ利用権設定等を行った農地を農用地利用配分計画により担い手へ貸し付けるもので、詳細を2ページに記載しています。

説明は以上です。

**議長**

只今、事務局より報告がありましたが、報告内容等についてのご質問はありませんでしょうか。

**議長**

無いようですので、報告第2号 農用地利用配分計画の認可（農用地利用配分計画関係）については、只今、事務局からの報告のとおりです。

**議 長**

以上で本総会に付議された議案の審議は、すべて終了いたしました。

これをもちまして、平成31年第1回神崎市農業委員会総会を閉会いたします。

ご審議ありがとうございました。

10 時 15 分 閉会